

公立大学法人横浜市立大学 次期中期目標（平成 23 年度～平成 28 年度）策定にあたって

1. 中期目標について

中期目標は、地方独立行政法人法に基づき、設立団体である本市から公立大学法人に付与する目標であり、目標の期間は6年間（現行中期目標期間は平成17年度～22年度）となっております。

公立大学法人横浜市立大学の中期目標は、法人が達成すべき基本的な目標、大学の運営に関する基本組織、および大学の運営、地域貢献、国際化、附属病院、法人の運営などの個別の目標から構成されており、策定された目標に沿って、法人は目標を達成するための具体的な取組である中期計画、またその年度ごとの計画を作成し、業務を実施しております。

また中期目標策定に向けた法定手続きとして、設立団体は、法人および法人評価委員会から意見を聴取するとともに、市会の議決を経る必要があります。

このように中期目標は、大学運営、教育・研究等において最も基本となるものであり、現時点から、平成23年度を開始時期とする次期中期目標の策定作業に着手する必要があると考えております。

2. 想定スケジュール

- 平成21年9月～12月 骨子策定
- 平成22年1月～6月 中間案策定
- 7月～11月 最終案策定
- 12月 次期中期目標議案提出

※議決前の各策定プロセスにおいて、市・法人協議会、法人評価委員会、市民の代表である市会でのご意見を踏まえて、案を修正し、議決後に公表します。

3. 現行中期目標の課題

- 現行中期目標・中期計画は大学内の議論を踏まえ策定されたものの、大学全体への浸透が十分であるとはいえない。
- 項目数が多く、重複した目標・計画や、到達目標が不明確であり、達成度の測定が困難な項目がある。また目標・計画設定のレベルを再検討する必要がある。
- 現中期目標で付与されている目標について達成が困難となっているものを明らかにし、その原因を分析するとともに、社会経済状況の変化を踏まえ、新たに取り組むべき目標及びその目標を達成するための財源を検討する必要がある。
- 21年度に実施する大学認証評価結果も踏まえ、教育・研究の内容について、設立団体として記載すべき内容を検討する必要がある。
- 学位審査や奨学寄付金等の執行についての一連の事案が発生したことを踏まえ、コンプライアンスの推進等に向けた取組を加速させる必要がある。
- 学生等の安全・安心の確保や戦略的な研究の推進のため、校舎等の建物の整備等について、整備内容、費用、財源、スケジュール等を明らかにする必要がある。 【裏面あり】

4. 次期中期目標策定の基本的な考え方

- 次期中期目標は、現行の目標を継承しつつ、市民が誇りうる、市民に貢献する、そして発展する国際都市・横浜とともに歩む「横浜市が有する意義のある大学」として、「教育重視・学生中心・地域貢献」という基本方針のもと、その存在意義を明確に市民に示すことができるような中期目標を策定する。
- 次期中期目標は、法人による自己点検・自己評価や法人評価委員会による中間評価、年度評価における未改善取組事項等をもとに、社会経済状況の変化を踏まえ、法人の自主・自律性を尊重しつつ、法人が達成すべき目標を付与する。
- 策定にあたっては、法人内での教員も含めた大学全体の次期中期計画策定準備作業の議論・意見を考慮し、市民の意見も踏まえ、明確な目標設定を図る。
- 国等の高等教育に関する動向や、国立大学法人、他公立大学法人の次期中期目標の策定状況も踏まえ、検討をすすめる。
- 教育、研究、地域貢献、国際化、附属病院、法人経営等の取り組むべき内容については、市民ニーズに対応し、本市の政策に貢献できる目標を策定する。
- 運営交付金については、社会経済状況の変化や本市の財政状況を踏まえつつ、次期中期目標達成に資するための必要額を交付するために、透明・明確な算定の基準を検討する。
- コンプライアンスの推進に向け、体制づくり、再発防止策等の取組を加速させるための目標を付与する。
- 自主・自律性を持つ法人として、安定した財務・経営基盤や経営全般にかかわる管理体制などを確立するため、理事長・学長のガバナンスが十分発揮できる仕組みを構築する。
- 校舎等の建物について、学生等の安全・安心の確保や戦略的な研究の推進のため必要な整備を行うとともに、整備後は、他大学の状況等も踏まえ、今後の建物の所有・管理形態について検証する。
- 法人の自主・自律に向け、固有職員を育成するための目標を付与するとともに、市派遣職員の配置のあり方についても中期目標に反映させる。

5. 次期中期目標策定の進め方

- 法人は基本的な目標や使命、教育・研究面における強みや特徴、社会や市民のニーズを内部で十分に議論し、次期中期目標期間内における具体的な取組内容を明らかにする。
本市はその取組内容について、市が有する大学としての意義を念頭におき、更に活発に取り組むべき点を精査し、また同時期に検討される横浜市次期中期計画との整合を図りつつ中期目標を策定する。
- 本市は法人の取組状況を聴取しつつ、骨子、中間案、最終案を策定し、その段階ごとに、専門的・総合的視点を有する法人評価委員会等の意見や助言を得て進める。
- 平成 21 年度中に骨子策定、中間案の検討を行い、平成 22 年度は中間案策定、最終案の検討を行い、平成 22 年 12 月までに策定する。